

# 大阪府石油コンビナート等防災計画の進行管理（案）について

## ○基本的な考え方

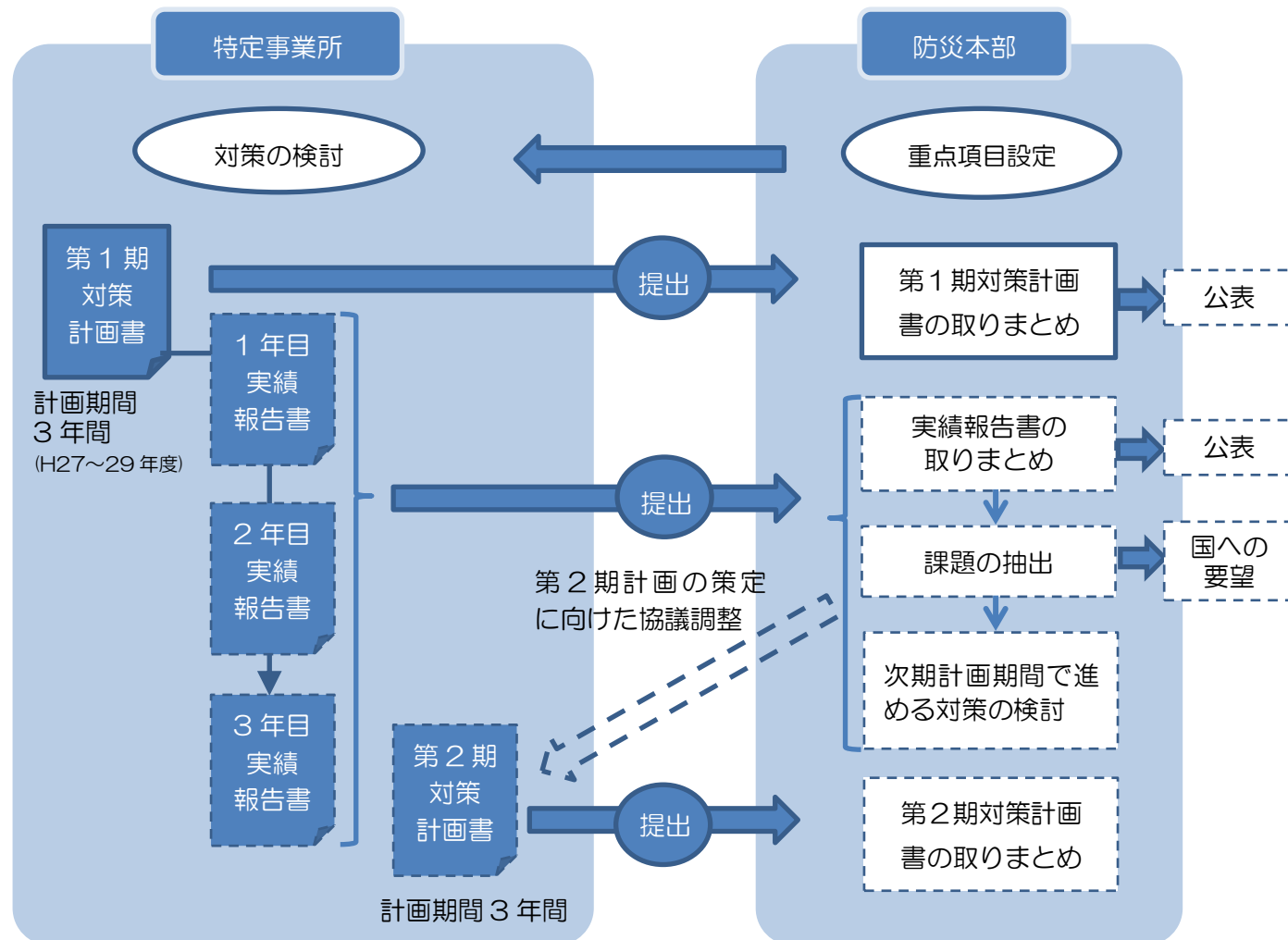
これまで大阪府石油コンビナート等防災計画（以下、「防災計画」という。）に基づき、様々な取組みが進められてきたが、防災本部\*1では、南海トラフ巨大地震による災害想定等を踏まえ、対策をより一層充実強化するとともに、防災計画を着実に推進し実効性を高めるため、進行管理を行っていく。

防災本部は、特別防災区域内の特定事業所\*2の協力のもと、各事業所の設備改修の計画書（以下、「対策計画書」という。）を取りまとめ、毎年、その進捗状況を把握・公表するとともに、課題を抽出しながら、次期計画に向けた重点対策を検討していく。

※1 石油コンビナート等災害防止法（石災法）に基づき設置された大阪府石油コンビナート等防災本部  
 ※2 石災法で定める第1種特定事業所及び第2種特定事業所（府内49事業所）

## ○進行管理の流れ

- ・ 防災本部は、**重点項目**の設定について協議調整し、特定事業所は対策を検討。
- ・ 特定事業所は、3か年（第1期：H27～29年度）の対策計画書を提出。
- ・ 防災本部は、特定事業所の対策計画書を取りまとめ、公表。
- ・ 以降、毎年、対策の実績報告書を提出。
- ・ 提出される実績報告書により、毎年、対策の進捗状況を把握し、その概要を公表。



## ○重点項目とは

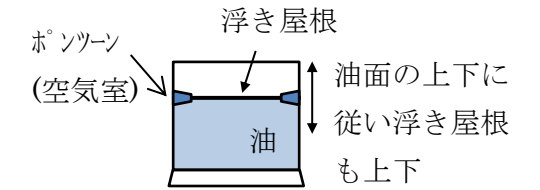
防災計画に位置づけた対策のうち、法定対策の前倒しや、南海トラフ巨大地震の地震・津波による災害想定等を踏まえて優先して実施することが望ましい対策を、重点項目に設定

## ○重点項目（第1期）

### 重点1 浮き屋根式タンク\*の耐震基準適合【法定】

浮き屋根式の危険物タンクは、消防法に基づき平成29年3月末までに耐震基準に適合しなければなりません。法定期限を前倒した対策の実進を進めています。

※浮き屋根が貯蔵物液面に浮き、液面とともに上下するタンク



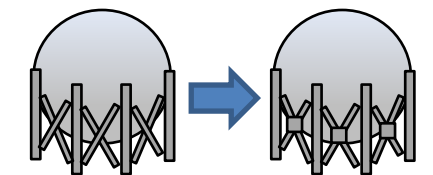
### 重点2 準特定タンク\*の耐震基準適合【法定】

危険物を貯蔵している準特定タンクは、消防法に基づき平成29年3月末までに耐震基準に適合しなければなりません。法定期限を前倒した対策の実進を進めています。

※貯蔵量が500kL以上1000kL未満のタンク

### 重点3 球形高压ガスタンクの鋼管ブレースの耐震基準適合【自主】

東日本大震災での球形高压ガスタンクの災害発生を受け、平成26年1月以降設置の新規タンクには、新たな耐震設計基準が設定されました。既存のタンクについてはブレース部などの耐震補強を実施する予定となっています。

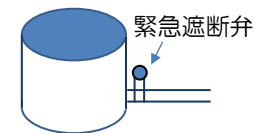


ブレース部分の耐震補強例

### 重点4 危険物タンクへの緊急遮断弁\*の設置【自主】

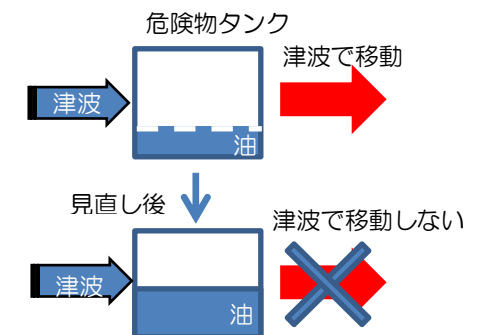
貯蔵量が1万kL未満の危険物タンクについては、緊急遮断弁の設置は義務付けられていませんが、事業所による取組みが進められています。

※地震などの緊急時に遠隔操作又は自動的に弁を閉止することにより、配管の破断などによる貯蔵物の漏えいを防ぐための弁



### 重点5 危険物タンクの管理油高（下限値）の見直し【自主】

小型の危険物タンクは、自重が小さいため、津波の波力や浮力により移動してしまうおそれがあります。一定量以上の貯蔵物を常時、保管しておくことで動きにくくなり、津波による移動を抑制することが出来るので、事業所による管理油高の見直しが進められています。



### 重点6 津波避難計画の改訂【自主】

平成27年4月に改訂した津波避難計画作成指針（案）に基づき、津波避難計画を改訂します。